

社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN
MIYAGI No.758

2017
6/7

Contents

算定基礎届の準備はお済みでしょうか！	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
社会保険協会からのお知らせ	7
インフォメーションパーク	8



私たちの街の
橋のある風景

2

第3増田川橋梁

だいさんますだがわきようりょう

増田川は名取の母なる川と呼ばれ、名取平野を潤し豊かな水田地帯を支える一方、オイカワ、ハヤ、鯉などの淡水魚も泳ぎ、小学生には人気の釣りスポットになっています。かつては水路を行き来する船が海産物や農産物を運んだことですが、今は仙台空港アクセス線を通じ、人々を世界へと運んでいます。

DATA

構造形式	— 下路トラス橋
建造年月日	— 2006(平成18)年3月
所在地	— 名取市増田
河川	— 増田川
目的	— 鉄道
長さ	— 159m(79.75m+79.25m)
幅	— 4.85m

算定基礎届の準備は おすみでしょうか!

被保険者の標準報酬月額は、実際にうけた報酬にあわせて毎年9月に決め直されます。算定基礎届によって決定された標準報酬月額は、保険料や傷病手当金等の保険給付、また将来受給される年金の計算の基礎となる大切な届出です。届書の作成にあたっては、記入もれ、記入誤り、届出もれがないよう十分ご注意ください。

ポイント1 届出用紙は届いていますか?

算定基礎届の用紙は、すべての事業所へ6月中旬ごろにお送りしております。
※社会保険労務士へ委託されている事業所については直接社会保険労務士にお送りしております。

ポイント2 お送りした届出用紙に被保険者の方全員の氏名等がプリントされていますか?

- 労働者名簿との確認をお願いします。**
今年5月31日までに資格取得された方で、7月1日現在の被保険者である方全員が届出の対象になります。休職者や海外駐在員であっても7月1日現在被保険者資格があれば対象となります。
届書のデータは5月19日現在のものになりますので、届書にプリントされていない方で、届出の対象となる方は、手書きの用紙に記入してください。
- 資格取得届等の提出漏れはありませんか?**
資格取得届や資格喪失届、賞与支払届、昇給による月額変更届が提出されていない方はいませんか?もう一度ご確認をお願いします。

ポイント3 算定基礎届は正確に記入できましたか?

- 支払基礎日数を確認してください。**
4月、5月、6月の支払基礎日数を確認し、支払基礎日数が17日未満(特定適用事業所の短時間労働者は11日未満)の月は除外します。
※月給制の場合: ▶休日や有給休暇も支払基礎日数に含まれるため、出勤日数に関係なく、支払対象期間の暦の日数が支払基礎日数になります。
▶欠勤日数に応じて給料が差し引かれる場合は、事業者が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数とします。
※日給制の場合: 出勤日数が支払基礎日数となります。
有給休暇を取得したときは、その日数を支払基礎日数に含めます。
※パートタイマーの場合は備考欄に「パート」と表示してください。
- 報酬月額の算定方法**
算定基礎届に記入する報酬は、**4月、5月、6月の各月中の給料日に支払った報酬**となります。「4月分」、「5月分」、「6月分」の給料を指すものではありません。
例えば、「3月分」給料を**4月10日**、「4月分」を**5月10日**、「5月分」を**6月10日**に支払っている事業所の場合は、「3月分」、「4月分」、「5月分」を記入することになります。
なお、現物で支給しているものがある場合は、金額に換算して「現物」欄に記入します。
(食事・住宅は、都道府県ごとに価額が定められています。その他は時価です。)
※平成25年3月31日までは、社会保険加入が本社管理加入の場合は、本社が所在する都道府県の価額が適用されていましたが、平成25年4月1日以降からは、勤務地(支店・営業所等)が所在する都道府県の価額が適用されます。
- 宮城県の現物給与の価額**
食 事: 18,900円/月、630円/日(朝食160円/日、昼食220円/日、夕食250円/日)
住 居: 一畳当たり1,380円/月
- 現物給与の価額の取扱い(通勤のための交通用具)・事業所専用バス等**
労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」として取扱い願います。
労働協約に定めがない場合は、実際費用を「時価」として取扱い願います。
判定が困難な場合は、近隣のバス会社の1か月の通勤定期代を「時価」として取扱い願います。

ポイント4 70歳以上の被用者の届出は?

平成19年4月から、適用事業所に使用される70歳以上の年金受給者については、60歳代後半の在職老齢年金と同様のしくみが適用されています。厚生年金保険の事業主の皆様には、70歳以上の被用者の年金調整に必要な雇用・退職または報酬・賞与等の額に関する届出をお願いしています。
70歳以上の被用者の方につきましては、「**70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届**」を、お送りしております。
算定基礎届とともに提出願います。

ポイント5 算定基礎届の提出先は

作成いただいた算定基礎届は、調査を実施する事業所(注1)を除き、「日本年金機構 仙台広域事務センター」に郵送願います。

送付先 〒980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル(SS30) 18階
「日本年金機構 仙台広域事務センター」あて ※郵便番号を記載すれば、住所の記載は不要です。

(注1) 一部の事業所について、「全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格及び報酬等についての調査」を予定しています。別途、ご案内を送付しますので、そちらをご確認ください。

- 電子媒体(CD・MO)による届出の場合についても、「日本年金機構 仙台広域事務センター」へ直接郵送してください。
- 電子申請による届出の添付書類も、「日本年金機構 仙台広域事務センター」へお送りください。

※**郵送による提出期限は平成29年7月10日(月)までになります。**

ポイント6 決定通知書が届いたときは

算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額は、「標準報酬決定通知書」として後日お送りします。
通知書が届きましたら、被保険者の方へ新しい標準報酬月額を必ずお知らせください。

ポイント7 新しい標準報酬月額は9月分から適用されます

10月に支払する給料から、新しい標準報酬月額による保険料で控除してください。
標準報酬月額が変わらない方も、9月分から厚生年金保険料率が変わるため、保険料額が変わりますのでご注意ください。

算定基礎届についてのお問い合わせは下記のとおりです

- | | | | |
|-----------|------------------|-----------|------------------|
| ●仙台東年金事務所 | TEL 022-257-6111 | ●仙台南年金事務所 | TEL 022-246-5111 |
| ●仙台北年金事務所 | TEL 022-224-0891 | ●石巻年金事務所 | TEL 0225-22-5115 |
| ●古川年金事務所 | TEL 0229-23-1200 | ●大河原年金事務所 | TEL 0224-51-3111 |

協会けんぽ からのお知らせ

ご登録されましたか？ 職場健康づくり宣言

多くの事業所様に
宣言いただいております！

協会けんぽ宮城支部では、健康経営に取り組む事業所様を応援するため、平成 28 年 9 月より「職場健康づくり宣言」制度を開始しており、現在多くの事業所の皆様が健康経営に取り組んでいます。

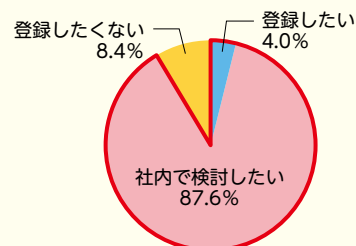
●「職場健康づくり宣言」の登録を検討している事業所様は 9 割以上！！

Q.「職場健康づくり宣言」制度への登録をしてみたいですか？

平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月にかけて実施いたしました、健康経営取組状況アンケートで、職場健康づくり宣言に「登録したい」、「社内で検討したい」と回答いただいた事業所様は **91.6%という結果**になりました。現在多くの事業所様に、職場健康づくり宣言への登録を検討いただいております。

実際にこのうちの**約 3 割の事業所様**においては**宣言事業所としてご登録**いただきました。

※調査対象：健康保険委員のうち任意に抽出した 897 社
※アンケート回答率：22.5%（上記事業所のうち 202 社より回答を受理）



●「職場健康づくり宣言」では、事業所独自の健康増進対策(オリジナルプラン)をご紹介します

必須項目の 1 つとして、事業所独自の健康増進対策に取り組んでいただきます。
オリジナルプランを設定して、従業員様の健康増進に取組み、健康経営を実現しましょう！

オリジナルプランの例

食 事	栄養・食生活に関するポスター掲示、休肝日キャンペーン、ヘルシーな仕出し弁当へ切替え 等
運 動	ラジオ体操やストレッチ、階段利用の呼びかけ、ウォーキング、健康イベントへの参加 等
タバコ・受動喫煙防止対策	協会けんぽの受動喫煙防止宣言登録制度への申込み、分煙、禁煙の実施 等

他にも多くのオリジナルプランをご紹介します。詳しくは協会けんぽ宮城支部ホームページをご覧ください。

「職場健康づくり宣言」登録のメリット！登録事業所様への特典を用意しております

職場健康づくり宣言にご登録いただくことで、従業員様の健康増進はもちろん、他にも登録事業所様向けの特典がご利用いただけるというメリットがあります！

特典 1 ハローワーク求人票へ「職場健康づくり宣言」事業所である旨を記載できます

求人票の備考欄に『協会けんぽ宮城支部「職場健康づくり宣言事業所」認定番号第〇〇〇号』と記載ができます。
この記載がある求人票については求職者の求めに応じて、ハローワーク職員が「職場健康づくり宣言」登録事業所の認定基準についてパンフレットを使用して説明いただけることになっています。これにより、健康づくりに積極的な事業所であることを PR でき、**「人材不足」解消、優秀な人材確保等リクルート効果が見込まれます！**

特典 2 七十七銀行でローン商品の金利優遇が受けられます

「職場健康づくり宣言」に登録いただいた事業所の従業員様を対象としたローン商品について金利優遇が受けられます。
※商品内容や優遇される金利につきましては七十七銀行各支店にお問い合わせください。
※ご融資の際には別途審査がございます。

特典 3 健康診断の受診がお得になります

職場健康づくり宣言認定書を交付の事業所の従業員の方は健診を受診する際にさまざまな特典が受けられます。

特典内容

例）・オプション検査の値引き ・電話による無料健康相談の実施 ・出張による健康教室、健康講話の開催
※特典内容は健診機関によって異なります。詳しくは協会けんぽ宮城支部ホームページをご覧ください。

さらに！ 県の中小企業融資制度において優遇が受けられます

「職場健康づくり宣言」に登録された事業所様が、**県の「スマートみやぎ健民会議」**に会員登録をして、さらに**「優良会員」**に認定されると、宮城県が創設している中小企業融資制度の「がんばる中小企業応援資金」において、**信用保証料の優遇**が受けられます。

※「優良会員」の認定基準は、「職場健康づくり宣言」の登録基準とほぼ同様となっています。
※「スマートみやぎ健民会議」の会員登録は無料です。手続き方法については、宮城県のホームページをご確認ください。
※「優良会員」の認定および、ご融資の際には別途審査がございます。

多くのメリットがある職場健康づくり宣言、あなたの事業所も始めませんか？
みなさんのご登録をお待ちしております！

※職場健康づくり宣言の詳細、登録方法については協会けんぽ宮城支部ホームページをご覧ください。

平成 29 年度被扶養者の資格再確認について

～被扶養者に該当しなくなった方の届出はお済みですか？～

今年度も、就職した方等の健康保険被扶養者（異動）届（削除）の届出漏れの確認のため、協会けんぽより 5 月下旬から 6 月中旬にかけて「被扶養者状況リスト」を事業所様へ順次お送りしております。

被扶養者に該当するかをご確認いただき、協会けんぽあてにご提出をお願いいたします。

（平成 29 年 7 月 31 日までにご提出をお願いいたします。）

<参考>平成 28 年度の被扶養者資格再確認結果（全国値）

被扶養者から除かれた人数	削除による効果額
約 7.0 万人	約 22.7 億円

■ 被扶養者の削除手続きはお済みですか？

健康保険の扶養家族が、就職や収入が増えて扶養の条件に該当しなくなった時は、扶養を削除いただく届出（健康保険被扶養者異動届）が必要です。

被扶養者の資格の再確認は、保険給付の適正化及び高齢者医療制度の納付金、支援金の適正化を目的として毎年実施しております。

この支援金は、加入者（被保険者及び被扶養者）の人数等に応じて算出されるため、被扶養者から削除しなければならぬのに、届出を行っていないと、協会けんぽの支援金の額が本来よりも多くなり、結果として、皆さまの保険料負担の増加に繋がることになります。

■ 再確認の対象となる方：被扶養者の方

ただし次の①・②の方を除きます。

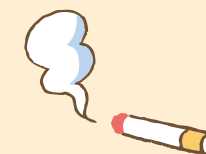
①平成 29 年 4 月 1 日において 18 歳未満の被扶養者

②平成 29 年 4 月 1 日以降に被扶養者となった方

※すべての被扶養者が①または②に該当する事業所様へは、再確認の必要がないため「被扶養者状況リスト」は送付いたしません。

健康長寿のために

～ご存知ですか？たばこの煙の秘密～



たばこの煙には約 3000～4000 種類の化学成分、約 200 種類の有害物質、そして 60～70 種類の発がん物質が含まれていますが、その煙は主流煙（たばこを吸う人が直接吸い込む酸性の煙）よりも副流煙（たばこの先から立ち上がるアルカリ性の煙）の方に有害物質が多く含まれることはご存知でしょうか？この副流煙による受動喫煙防止が宮城県における「第 2 次みやぎ 21 健康プラン」の中でも採り上げられています。また近年、受動喫煙の中でサードHANDSモーク（3 次受動喫煙被害）『喫煙者の肌、衣類から部屋の壁・絨毯・カーペット・カーテンなどに発がん性物質であるニトロソアミンが付着し、皮膚や口を介して、子どもに影響を及ぼすこと』も知られ、目に見えないたばこの害があることも考えていかなければなりません。

さらに、たばこの煙には PM2.5（微小粒子状物質）も多量に含まれており、肺の深くまで到達するため、心臓病やぜんそく、肺がんなどの危険が高まります。喫煙可能な飲食店内（ファーストフード店・喫茶店など）やサービス業種（パチンコ店・タクシーなど）で測定される PM2.5 は 150～700 μg/m³と人体に明らかに影響があると言われる数値が報告されているので、それらの場所で副流煙を吸い込み続けたときの健康への影響は大きいと言えるでしょう。

医療機関における禁煙外来、薬局でのガムやパッチを用いた禁煙相談も可能ですので、ご家族や周囲の方の健康も考え、禁煙に取り組んでみませんか？

一般社団法人 宮城県薬剤師会 常任理事 熊谷朋久



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi

協会けんぽ宮城

検索

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

☎ 022-714-6850
FAX 022-714-6857

M美
さんの

社会保険物語

マイナンバーについて
第93話

協会けんぽからのお知らせ

<マイナンバーについて>

傷病手当金等の各種給付金の申請の際は、保険証の記号・番号の記入をお願いしております。
なお、被保険者様のマイナンバー記入欄がございますが、マイナンバーをご記入いただいた場合は、成りすまし等を防止するため、本人確認(番号確認、身元確認)書類の添付をお願いしております。ご理解とご協力をお願いします。

●マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合

マイナンバーカードの表面・裏面の両方のコピーを添付ください。
※表面(写真のある面)が身元確認書類、裏面が番号確認書類となります。

●マイナンバーカードをお持ちでない場合

- (i) マイナンバーの通知カードのコピー
- (ii) 住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)
- (iii) 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)
- (A) 運転免許証のコピー
- (B) パスポート(顔写真のあるページ)のコピー
- (C) その他官公署が発行する写真つき身分証のコピー

※(i)～(iii)のうち1点と(A)～(C)のうち1点、合計2点が必要です。

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部

〒980-8561

仙台市青葉区国分町3-6-1

仙台パークビル8F

TEL 022-714-6850

ホームページは

「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索

社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人
宮城県社会保険協会

平成 29 年度の主な事業のご案内

健康保険・年金制度の普及宣伝事業

●広報の推進

・広報誌「社会保険みやぎ」を隔月発行

日本年金機構県内6年金事務所と全国健康保険協会宮城支部のご協力をいただき、制度の周知や事務手続き関係等のほか年金事務所の年金相談に関する情報等を掲載します。

・ホームページの開設

協会事業等のほか、広報誌「社会保険みやぎ」の発行済み分もご覧いただけます。

・社会保険手続き等に関する参考図書の配布

算定基礎届等に役立つ参考図書を無償で配布します。

●事務講習会等の開催

・社会保険新任担当者等事務講習会を開催します。(7月)

健康管理事業

●健康づくり指導講習会・健康相談への講師派遣(年間)

保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、体育専門家を各事業所に派遣します。

●健康づくりDVDの貸出し(年間)

各種DVDを準備しており、職場での健康管理研修等にご利用いただいております。

福利増進事業

●春・秋のハイキングの実施(6月・10月)

県内5地区で実施します。

●ハゼ釣り大会の開催(10月)

松島湾内でのハゼ釣り大会を開催します。

●ファミリースキースクールの開催(2月)

スプリングバレー泉高原スキー場で開催します。

●契約宿泊施設を利用された場合の補助(年間)

下記「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」をご覧ください

●各種施設の優待事業の実施

「うみの杜水族館」施設利用割引、下記の全社連優待事業「ホテル法華クラブグループ、高輪・品川プリンスホテルグループ、プリンスホテルグループ、船員保険会4施設」の施設利用割引等各種優待事業の実施

年金シニアライフセミナー

退職予定者、事業所の担当者、被保険者等の方々に対象に年金シニアライフセミナーを開催します。(10月)

年金委員・健康保険委員の活動への協力

宮城県社会保険委員会連合会ならびに県内6社会保険委員会の活動を支援します。

「施設優待事業(全社連)」及び「施設利用会員証について」

前月号でお知らせしましたが、「(一社)全国社会保険協会連合会(全社連)」において、全国的な「プリンスホテルグループ」、「高輪・品川プリンスホテルグループ」、「ホテル法華クラブグループ」、「船員保険会4施設」との間で施設優待利用の契約を結ぶことになりました。全社連会員である宮城県社会保険協会の会員事業所の従業員と家族の方も優待料金で利用することが出来ます。

利用できる施設、優待内容、利用方法等については前月号に同封の案内書「施設優待事業について」及び宮城県社会保険協会のホームページをご覧ください。

※ なお、利用に際しては、全社連発行の「施設利用会員証」が必要になります。

「施設利用会員証」をご希望の場合は、会社名・住所等宛先を記入した返信用封筒(切手貼付のこと)同封のうえ郵送により「宮城県社会保険協会」まで送ってください。

※ 返信用封筒が同封されていない場合やFAXでのお申し込みの受付はできませんので、よろしくお願いします。

※ なお、お送りした会員証は御社で管理していただき、必要な方に貸し出して再利用の取り扱いをお願いします。

「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」について

これまで宮城県社会保険協会で行ってきた下記契約宿泊施設利用の宿泊料金の助成については、上記全社連優待事業の内容によらず、従来どおり「協会費払込受領証」の写し・宿泊者の「健康保険証(含被扶養者)」を提示により、ご利用者お一人につき1,000円の割引をします。(平成29年7月1日から平成30年6月30日までは「平成29年度協会費払込受領証」の写し・宿泊者の「健康保険証(含被扶養者)」をご提示願います。(平成29年6月30日迄は「平成28年度払込受領証」の写し) なお、同一人のご利用には上限があります。)

契約宿泊施設

「秋保の郷 ばんじ家」
☎022-397-3156

「鳴子やすらぎ荘」
☎0229-87-2121

「松風荘」(新潟県村上市瀬波温泉)
☎0254-53-3086

申込み・問合せ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階

TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

宮城県社会保険協会

検索

(8) 社会保険みやぎ

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについても受け付けます。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は
19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

☎022(262)5527

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

7月	日	月	火	水	木	金	土
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						

8月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

◆受付時間

平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時

週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、
ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



7月・8月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F)	土日および祝日以外の 平日	8:30～17:15 (予約できます)	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	平成29年7月12日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
登米市南方総合支所 (予約制)	平成29年7月27日(木)	9:30～12:00	古川年金事務所 0229-23-1204
	平成29年8月24日(木)	13:00～15:30	

・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。

・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。

※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。